適格請求書等保存方式（インボイス制度）の

実施延期を求める意見書

　長期に及ぶデフレが続く日本において、コロナ禍による景気の停滞、戦争による原油や食料品の値上げに円安がもたらす物価高騰が続いて、地域経済は確かな見通しの持てない状況が今なお続いています。

そうした中、令和５年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始が予定されています。

　適格請求書（インボイス）を発行するには、営業収入が少なくても課税事業者になる必要があり、消費税納税の義務が発生します。一方、課税事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためにはインボイスが必要となるため、取引先の相手が課税事業者となることを選択しない免税事業者であり続ければ取引から除外される可能性が生じてしまいます。

これまで年間売り上げ１千万円以下で消費税の非課税対象であった個人事業主、フリーランス、一人親方、小規模農家、シルバー人材センターの仕事をする高齢者など、広範な事業者に影響が及ぶことになり、これら免税事業者が課税業者となることで、平均して一事業者当たり年間15万　　　　　　　　　４千円以上の納税つまりは増税になるという試算もあります。

また現在、課税事業者であっても、シルバー人材センターのように支払先の多くが免税事業者であり、その支払先がインボイスを登録しない場合、仕入税額控除ができずに自ら多額の税負担を負わなければならない事態も懸念されているのです。

　中小零細事業者、個人事業主にとって消費税は価格に転嫁することが困難な状況にあり、このままでは、インボイス制度導入を契機とした廃業の増加や起業意欲、成長意欲の低下を招く等、地域経済の不安定化を増幅させてしまいます。

加えて制度の周知が不十分であるため、このまま実施されれば多くの混乱を招くことが予想されることから多くの中小企業団体や税理士団体から「凍結」「延期」「見直し」の表明や、現状のままでの実施に懸念の声が上がり始めています。

よって藤沢市議会は、国に対し、中小零細事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のために、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施を延期することを求めるものです。

　以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和５年６月２８日

藤沢市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣